

# 国民年金 保険料の免除制度が変わります

「多段階の一部納付(免除)制度」が7月からスタート

国民年金保険料(平成18年度:月額13,860円)のお支払いが経済的に困難な場合は、「保険料の全額免除又は一部納付制度」をご利用ください。



平成18年度における1か月の一部納付額は次のとおりです

	一部納付額	免除される額
4分の1納付	3,470円	10,390円
半額納付	6,930円	6,930円
4分の3納付	10,400円	3,460円

【ご注意ください】

一部納付制度は、一部納付額をお支払いされなかった場合、一部免除が無効となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。

また、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

申請は…保険課 国保年金係窓口まで

※保険料の全額免除、一部納付制度の対象となる所得の「めやす」は下記のとおりです。

## 免除や一部納付の対象となる所得基準は？

前年所得が次の計算した金額の範囲内であることが必要です。

- 全額免除 → (扶養親族の数 + 1) × 35万円 + 22万円
- 4分の1納付 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 半額納付 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 4分の3納付 → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

世帯構成別の所得「めやす」

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
4人世帯(ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯(ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

※「4人世帯」及び「2人世帯」のご夫婦は、夫又は妻のどちらかのみに所得がある世帯の場合の「めやす」です。

※「4人世帯」のお子さんは16歳未満の場合の「めやす」です。

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の所得も基準の範囲内であることが必要です。

## 将来の老齢基礎年金の計算はどうなるの？

全額免除期間及び一部納付期間にかかる老齢基礎年金の計算は、保険料を全額納付した場合と比較して以下のとおりとなります。

- 全額免除 → 1/3
- 半額納付 → 2/3
- 4分の1納付 → 1/2
- 4分の3納付 → 5/6

●全額免除や一部納付の期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができますが、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

▼問い合わせ先＝保険課 国保年金係 ☎569134

